

注*本文書はあて先を欠くが暹羅国への咨である。

正統三年（一四三八） 月 日

1-40-23

琉球国王尚巴志より（爪哇国あてカ）、歩馬結制等を遣わし

て速やかな交易を請う咨（一四三八、□、□）

琉球国王尚巴志、見^{げん}に礼儀の事の為にす。

久しく聞くに、貴国は諸珍を産積し、華麗なる景致^{けいし}にして、君相は仁賢、国人は忠義にして以て遠人を寛柔するに及ぶ。是れを以て四海の遐邇、競趨^{きょうす}して来庭し、皆然^{けいぜん}として歓樂し大いに太平を享^{かう}くれば、誠に当に礼儀に合^あうべく馳賀を以てせん。此の為に特に正使歩馬結制等を遣わし、永字号海船一隻に坐駕し、礼物を齎^し捧し前詣して奉獻せしめて以て遠意を表す。万望むらくは海納せよ。永く四海一家を結び盟好を相い通せん。仍^{なほ}お希^{ねが}う、早^{すみ}やかに人船を寛恤し買売せしめ、風信に趕趁して時月に回国せしめよ。及び照らすに、以先の宣徳五年（一四三〇）、本国始めて遣使を行い船を駕して礼を奉るに、珍賄を回恵し及び人船を恤するを感蒙し、俱^{とも}に安んじて国に到る外、理として合に通行し奏謝して知会すべし。今、奉獻の礼物を將て数目を後に開坐す。合行^{あさ}に移咨すべし。施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開^{ひら}す

注*本文書はあて先を欠くが爪哇国あての咨である。爪哇には文中

にあるように宣徳五年（一四三〇）初めて派船し〔四〇〇九〕、また〔四〇二六〕の爪哇宛の咨に宣徳五年及び正統三年に遣使したむねの記事があることによる。

(1) 景致 風光、景色。

(2) 皆然 ことごとくそのように。

1-40-24

琉球国中山王より（暹羅国あてカ）、明泰等を遣わして速や

かな交易を請う咨（一四三八、一〇、四）

琉球国中山王、見^{げん}に礼儀の事の為にす。

照得するに本国は歴として世代より相い通じて音好す。毎^{つね}に懐うに海を隔つること遙かなりと雖も、逐歳遣使するを忘れず。切に先祖の深交を念^{おも}い、永く四海以て一家なるを堅くし、礼義を宏興し太平を慶享すれば、諸隣をして焉^{こゝ}を讚揚せしむるに庶^{ちか}からん。能く豈に美ならざらんや。専ら正使明泰・通事鄭智等を遣わし、永字号海船一隻に坐駕し礼物を齎捧し、貴国に前詣し奉獻せしめて以て芹誠を表す。收受すれば万幸なり。仍^{なほ}お煩^{わづ}わくは早^{すみ}やかに

便に従いて買売し、風に趁りて時月に回還せしむれば便益ならん。今、奉献の礼物を將て数目を開坐す。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

白花段四匹

正統三年（一四三八）十月初四日

咨

注*本文書はあて先を欠く。安里延氏は文中の「世代より相い通じて」「先祖の深交」の表現より、また『鄭氏家譜』に「正統三年戊午十月初四日、為礼儀事、奉使為通事、随正使明泰、前往暹羅国」とあることを指摘し（『沖繩海洋発展史』、一七二頁）、暹羅あての咨とする。

1-40-25
琉球国王より暹羅国王あて、欲沙每等を遣わして公正な交易を請う咨（一四三九、四、九）

琉球国王、見^{げん}に礼儀の事の為にす。

本国は東海に居するに縁^より数万里の遙けきを隔つと雖も、未だ嘗て少しも心懐を替^{おこた}らず。是を以て先祖王の重契を戴念し、理と

して宜しく逐歳遣使して以て嗣音を伸ぶべし。此の為に専ら正使欲沙每等を遣わし、安字号海船一隻に坐駕し礼物を齎送し、貴国に前詣して奉献せしめて以て遠意を表す。幸希わくは笑納せよ。仍お煩わくは四海、一家為るを念いて、今去く人船の両平に買売するを寛容し、早やかに回国せしめんことを。今、礼物を將て開坐し移咨す。請う、照驗して施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

官段五匹 各色段一十四 各色羅五匹 各色紗五匹 腰刀
五把 彩色扇三十把 大青盤二十個 小青盤四百個 小青
碗二十個 硫黄二千五百斤 原三千斤小と報ず
右、暹羅国王に咨す

正統四年（一四三九）四月初九日 通事沈志良

咨

注（一）二十個 二千個の誤りか。